

玉野市こども・若者計画

— 骨子案 —

令和7（2025）年9月

岡山県 玉野市

～ 目 次 ～

第1章 計画の概要	1
【1】計画策定の社会的背景	1
【2】計画の枠組みについて	3
【3】計画策定の趣旨と視点	4
【4】計画の概要	7
第2章 子ども・若者施策を取り巻く本市の現状	8
【1】人口の状況	8
【2】出生等の状況	12
【3】世帯の状況	14
【4】就業の状況	15
【5】教育支援の状況	19
【6】生活支援の状況	20
第3章 アンケート調査結果等から読み取れる現状と課題	
【1】アンケート調査結果から読み取れる現状	
【2】グループインタビュー調査結果から読み取れる現状	
【3】今後の課題	
第4章 子ども・若者施策の推進に関する基本的な方針	
【1】基本理念	
【2】施策体系	
第5章 こども・若者支援施策の展開	
第6章 計画の推進体制	
【1】庁内推進体制	
【2】市民の参画や地域との連携	
【3】計画の進捗評価	
【4】数値目標の設定	

【1】計画策定の社会的背景

1 社会的背景

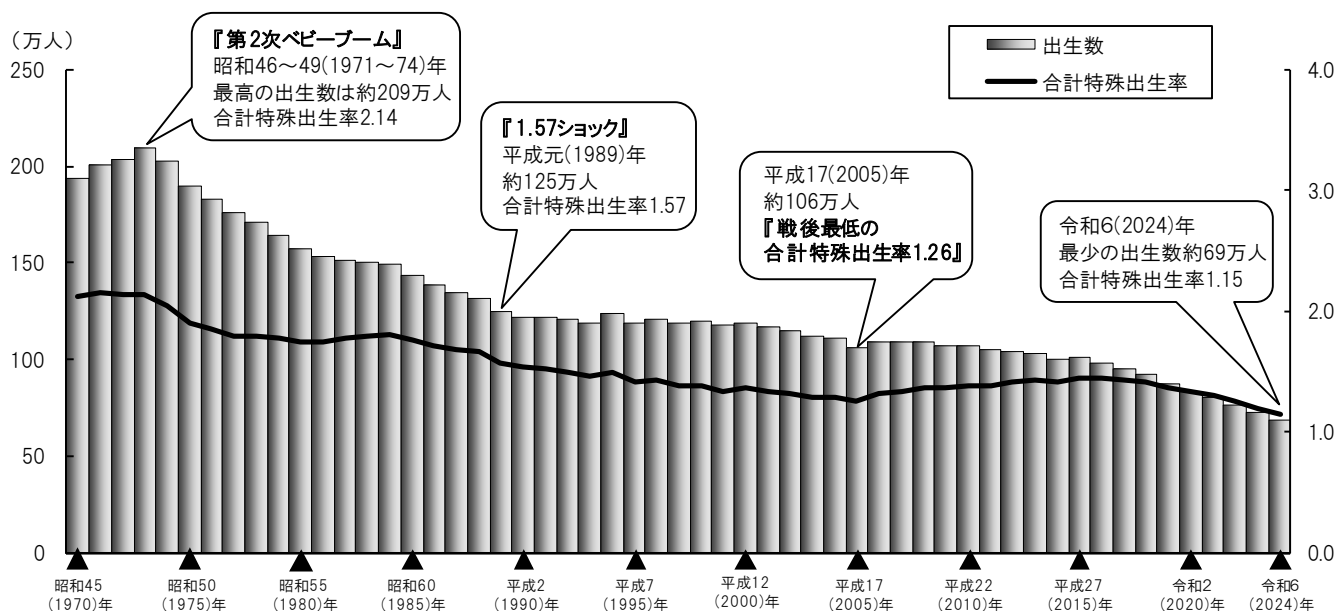
近年、我が国においては、総人口の減少をはじめ、少子高齢化や世帯人員の減少傾向、就労環境の変化等を背景に、子どもと子育て家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。

令和6（2024）年の出生数は約69万人と過去最低を記録し、一人の女性が生涯に生む子どもの数に当たる「合計特殊出生率」は1.15と、長期的に減少を続けています。また、子どもの貧困問題やヤングケアラー問題※¹、子どもへの虐待問題など、様々な社会的課題の解決に向けて、子どもの生活を地域社会全体で支援していくことが重要となっています。

一方、国においては、令和3（2021）年に「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」が閣議決定され「こどもまんなか社会※²」の実現を目指す取組が進められることになりました。令和5（2023）年には、子ども政策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくことを目的に「こども基本法（令和4年法律第77号）」が施行されるとともに「こども大綱」が閣議決定されました。さらに、同年、子ども施策を推進する司令塔の役目を果たすため「こども家庭庁」が創設され、子ども政策を総合的かつ強力に推進することとしています。

「こども基本法」は、社会全体として子ども施策に取り組むことができるよう、また、子ども施策を総合的に推進することを目的とした法律で「玉野市こども・若者計画」（以下「本計画」という。）の根拠法となります。

【 合計特殊出生率の推移（全国平均） 】



資料：人口動態統計

※1 子どもが、本来大人が担うと想定されている家事や家族の介護その他の日常生活上の世話などを、過度に行っていると認められる場合の様々な問題のこと。

※2 常に子どもの最善の利益を第一に考え、子どもに関する取組、政策を社会の真ん中に据えて、子どもを取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、子どもの権利を保障し、誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しするという考え方のこと。

注：本書では「子供」「子ども」「こども」の表記については、固有名詞や図表等の引用を除き「子ども」に統一しています。

2 こども基本法について

「こども基本法」は、子ども政策を社会全体で総合的に推進することを目的とした法律で「日本国憲法」及び「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）※」の精神を踏まえ、次代の社会を担う全ての子どもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人として等しく健やかに成長することができること、そして子どもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利が擁護され、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指すとしています。

※ 平成6（1994）年4月22日に批准

3 こども未来戦略

国においては、令和5（2023）年12月に「こども未来戦略」が閣議決定されました。

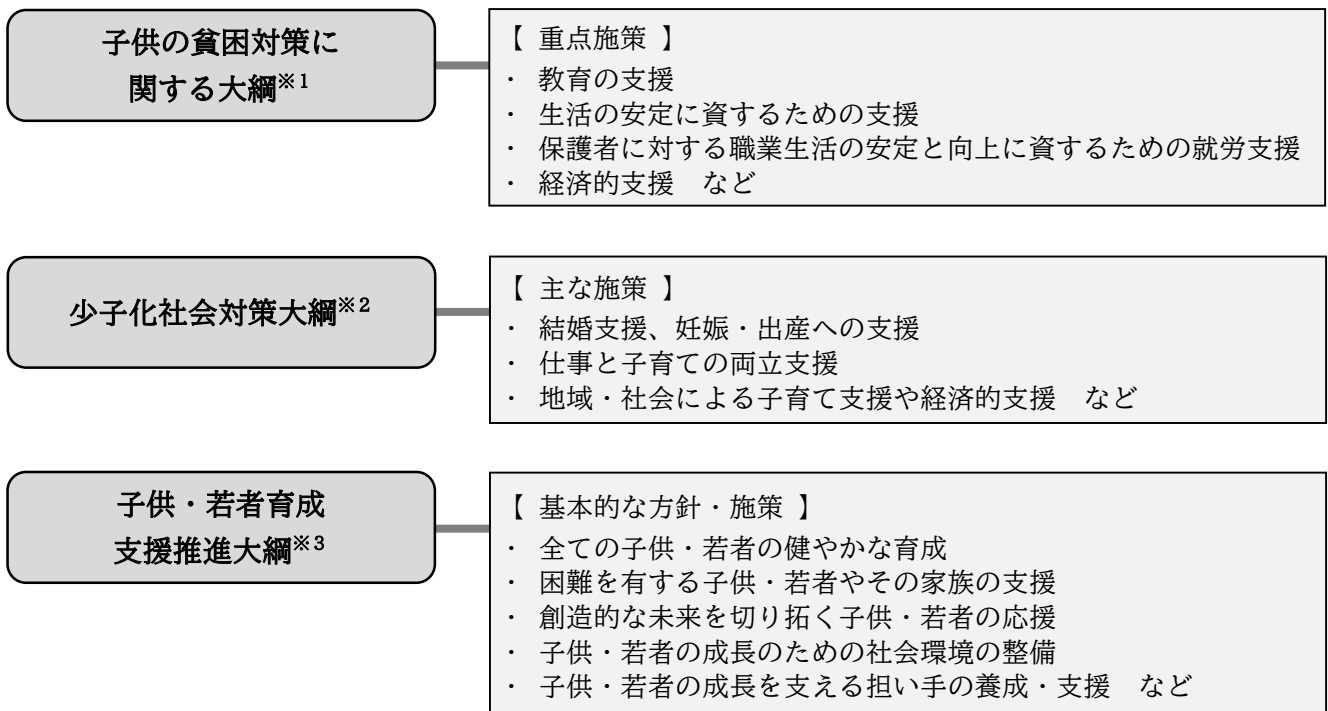
この戦略では「若い世代の所得を増やす」「社会全体の構造・意識を変える」「すべてのこども・子育て世帯を切れ目なく支援する」の3つの基本理念を掲げるとともに、少子化対策に集中的に取り組むため、令和8（2026）年度までの3年間を集中取組期間として「経済的支援の強化」（児童手当の抜本的拡充、出産等の経済的負担の軽減、高等教育費の負担軽減等）、「すべてのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充」（「こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）」創設、伴走型相談支援、貧困・虐待防止・障害児・医療的ケア児等の多様な支援ニーズへの対応等）、「共働き・共育での推進」（男性育休の取得促進、育児期を通じた柔軟な働き方の推進等）、「こども・子育てにやさしい社会づくりのための意識改革」に取り組むこととしています。

令和7（2025）年度からは「妊婦のための支援給付」「妊娠期から寄り添う伴走型支援」「産後ケア事業」「こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）」「出生後休業支援給付」「所定外労働の制限」などの実施により、更なる充実が図られています。

【2】計画の枠組みについて

「こども大綱」は「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律（平成 25 年法律第 64 号）」「少子化社会対策基本法（平成 15 年法律第 133 号）」及び「子ども・若者育成支援推進法（平成 21 年法律第 71 号）」の規定に基づく 3 つの大綱を融合し、これまで個別に推進されてきた子ども施策を一元化し、総合的に推進することとしています。

【 「こども大綱」に関連する 3 つの大綱の概要 】



※1 令和元（2019）年 11 月 29 日閣議決定

※2 令和 2（2020）年 5 月 29 日閣議決定

※3 令和 3（2021）年 4 月 6 日子ども・若者育成支援推進本部決定

「こども基本法」第 10 条では、市町村は「こども大綱」を勘案して「市町村こども計画」を定めるよう努めるものと規定されています。本計画には「こども大綱」と、それに関連する 3 つの大綱を踏まえ、子どもの健やかな成長に対する支援等をはじめ、若者や子育て家庭に関連する施策を策定します。

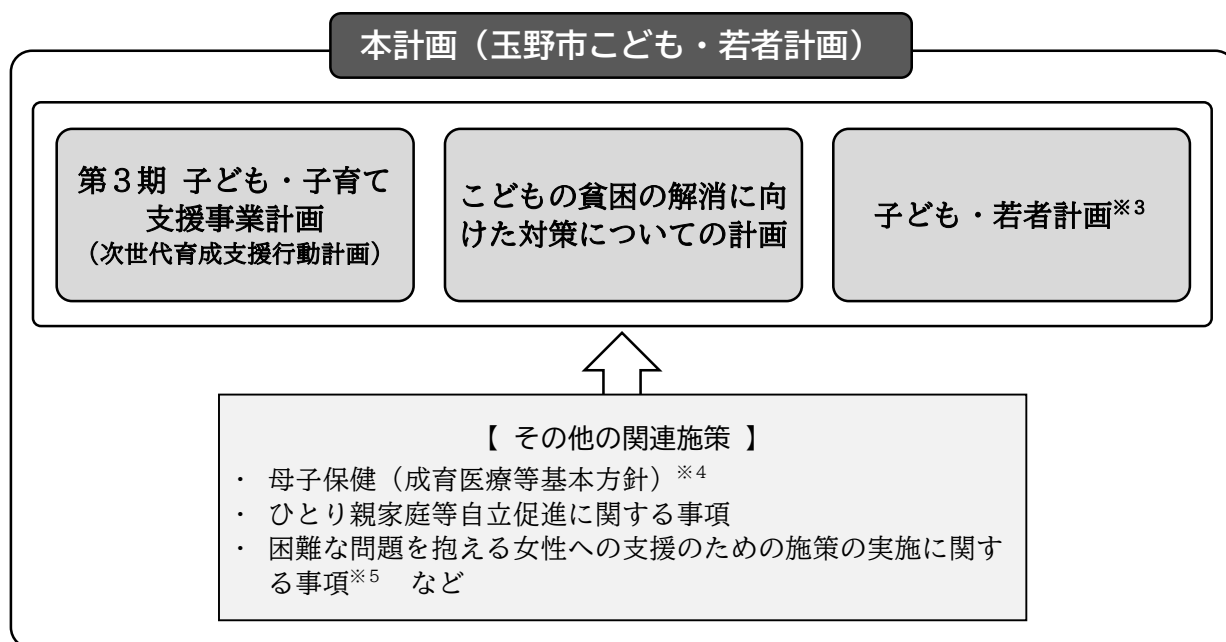
【3】計画策定の趣旨と視点

1 策定の趣旨

本市では、令和7（2025）年3月に「第3期 玉野市子ども・子育て支援事業計画」（以下「第3期計画」という。）を、国の指針^{※1}等に基づき策定し「安心して産み、育てられるまち 子どもたちが、のびのび育つまち 子育てを、みんなで支えあうまち」を基本理念に掲げ、誰一人取り残さず、健やかな子どもの成長を地域全体で支え、安心して子育てができる玉野市を目指して、様々な子育て支援施策を推進しています。

「市町村こども計画」は「子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）」をはじめとする「子ども・子育て関連3法^{※2}」（以下「子ども・子育て支援法」という。）の規定及び「次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）」の規定に基づく「次世代育成支援行動計画」、また「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に規定する「こどもの貧困の解消に向けた対策についての市町村計画」そして「子ども・若者育成支援推進法」に規定する「市町村子ども・若者計画」、その他法令等で定める子ども施策に関する計画と一体的に策定することができます。

そのため、本計画は「こども基本法」第10条に規定される「市町村こども計画」として、これらに関する取組を一体的に策定します。



※1 「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成26年内閣府告示第159号）」（「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」）

※2 「子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）」「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）（認定こども園法の一部改正）」「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」

※3 少子化社会対策に関する施策を含む。

※4 「成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針（令和5年3月22日閣議決定）」

※5 「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号）」に基づく施策

2 基本的な視点

本計画においては、国の「こども大綱」に基づき、子ども・子育て支援、そして若者への支援をまちづくりの中心に据えて、次の6つの基本的な視点を定め、様々な施策に取り組みます。

施策の展開にあたっては、本市の子育てを取り巻く現状や市民の意識、ニーズなどを踏まえ、本市の実情に即した効果的な取組を推進します。

【 こども大綱における基本的な視点 】

1 子ども・若者の最善の利益を図る

- 子ども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、子ども・若者の今とこれからの最善の利益を図る

2 当事者と対話しながらともに推進する

- こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく

3 ライフステージに応じて切れ目なく対応する

- こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する

4 貧困と格差の解消を図る

- 良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全ての子ども・若者が幸せな状態で成長できるようにする

5 結婚・子育てに関する希望の形成

- 若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路（あいろ）の打破に取り組む

6 関係機関との連携を重視する

- 施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する

3 「岡山県こども計画」との整合

岡山県では、令和7（2025）年3月に「岡山いきいき子ども・若者プラン2025」が策定されました。本計画は、この計画との整合を図りながら策定する必要があります。「岡山いきいき子ども・若者プラン2025」は、少子化の流れに歯止めをかけることを目指すとともに、子ども、若者や子育て家庭を地域全体で支え応援し、次代を担う全ての子ども、若者が健やかに育つ社会づくりを進めるための総合的な計画として位置付けられています。

【参考：「岡山いきいき子ども・若者プラン2025」の施策について】

基本理念	
すべての子ども・若者が「おかやまに生まれ、育ち、本当に良かった」と思い、笑顔で暮らせる未来に向けて	
施策体系	
<u>I 結婚、妊娠・出産の希望がかなう環境の整備</u>	
1 若者のライフデザイン構築支援	
2 若者の結婚の希望をかなえる環境の整備	
3 健やかな人生の基礎を築く母子保健の推進	
<u>II 乳幼児期における教育・保育の充実</u>	
1 社会全体で子育てをする気運の醸成	
2 乳幼児期の教育・保育の充実等	
3 地域ぐるみの子育て支援の推進	
<u>III 子ども・若者の成長を支援する環境の充実</u>	
1 学校教育の推進と家庭及び地域の教育力の向上	
2 子ども・若者の社会性向上	
3 創造的な未来を切り拓く子ども・若者の応援	
4 子ども・若者の居場所づくり	
5 地域・世代間交流の促進等	
<u>IV きめ細かなサポートが必要な子ども・若者や家庭への支援</u>	
1 社会的養育体制の充実	
2 子ども虐待防止対策の充実	
3 障害や困難な状況にある子ども・若者への施策の充実	
4 ひとり親家庭等の自立支援	
5 子どもの貧困対策の推進	
<u>V ワーク・ライフ・バランスと子育てにやさしい環境づくりの推進</u>	
1 子育てと仕事が両立できる環境の整備（ワーク・ライフ・バランス）	
2 子育て家庭の安心を支える医療体制の確保	
3 安心して生み育てられる住生活の確保と子育て相談体制	
4 安全・安心な子育て環境の整備	
<u>VI 子ども・若者の社会参画の促進と意見の反映</u>	
1 子ども・若者の社会参画の促進と意見反映	

【4】計画の概要

1 本市における計画の位置付け

本計画は、本市の最上位計画である「玉野市総合計画（2023）」及び「たまの長期人口ビジョン・たまの創生総合戦略」の方針に沿って策定するとともに、福祉の総合計画として「地域共生社会」の実現を目指す「玉野市地域福祉活動推進計画」、そして関連する他の分野別計画との整合にも配慮するものです。

【本市における計画の位置付け】

【上位計画】

- 玉野市総合計画（基本構想：令和5（2023）年度～令和22（2040）年度）
- たまの長期人口ビジョン・たまの創生総合戦略



地域共生社会の実現

玉野市地域福祉活動推進計画 （福祉の総合計画）

【高齢者】

- 玉野市老人保健福祉計画・介護保険事業計画

【障害のある人】

- 玉野市障害者基本計画
- 玉野市障害福祉計画・障害児福祉計画

【子ども・若者】 （本計画）

- 玉野市子ども・若者計画（子ども・子育て支援事業計画等を含む。）

【全市民】

- 健康たまの21計画
- 玉野市食育推進計画
- たまの男女共同参画プラン

2 計画の期間

本計画の推進期間は、令和8（2026）年度から令和11（2029）年度までの4年間の計画です。最終年度に、それまでの取組の総合評価及び見直しを行い次期計画につなぎます。

なお、社会情勢の変化や制度等の改正、本市の現状の変化等により、適宜、内容についての見直しを行う場合があります。

第2章

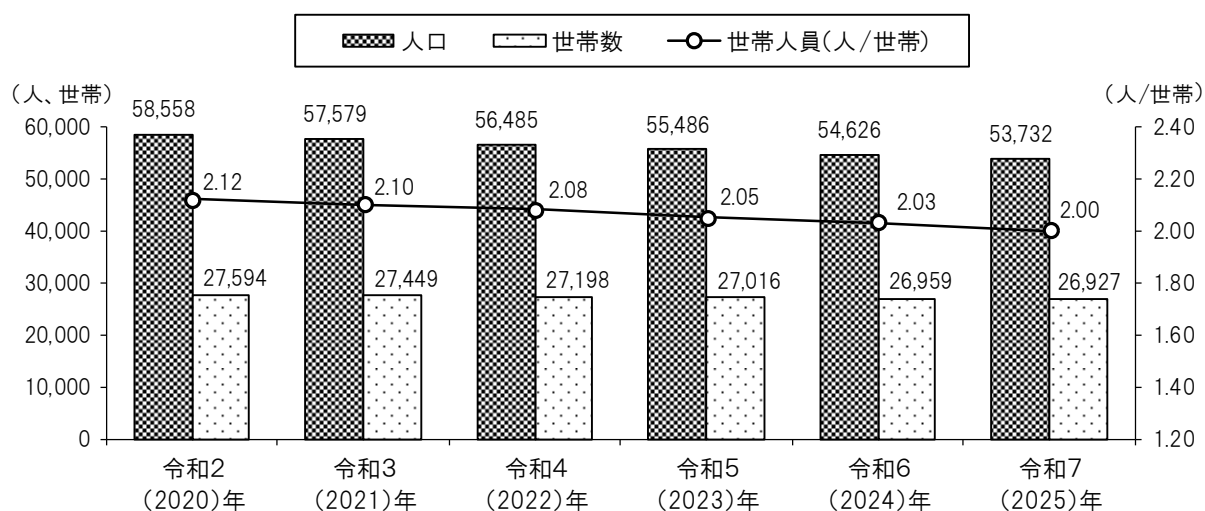
子ども・若者施策を取り巻く本市の現状

【1】人口の状況

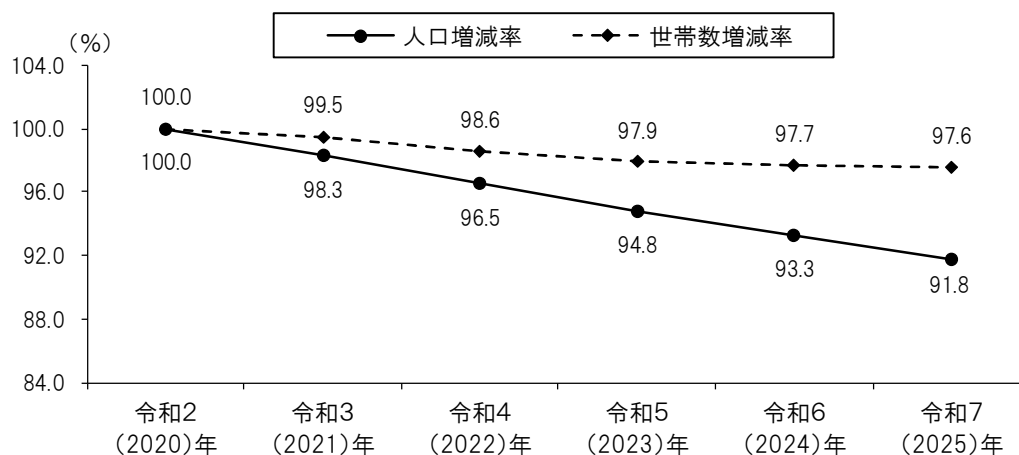
1 人口・世帯数

本市の人口は減少傾向にあり、令和7（2025）年3月現在 53,732 人となっています。世帯数も緩やかに減少しており、1 世帯当たりの人口数を示す世帯人員は、令和2（2020）年の 2.12 人から令和7（2025）年で 2.00 人となっています。

【 人口・世帯数の推移 】



【 人口・世帯数増減率 】



注：増減率は、令和2（2020）年を 100 とした場合の各年の割合を示している。

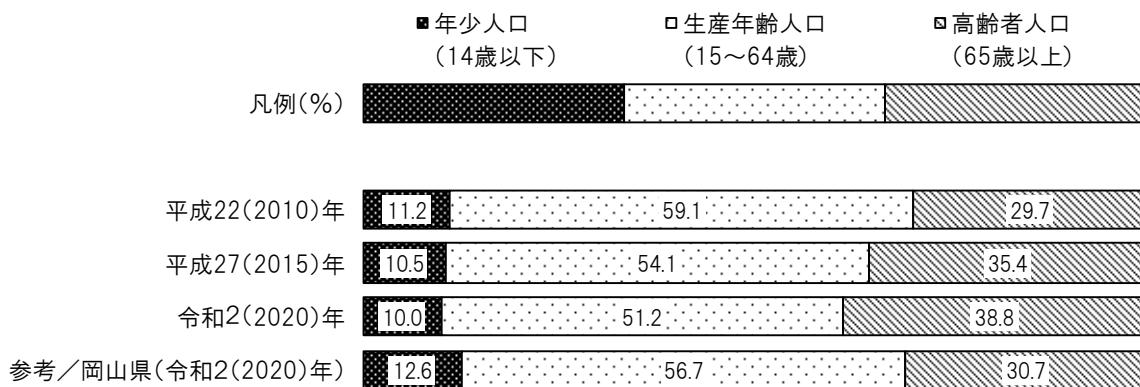
資料：住民基本台帳（各年 3 月末日現在）

2 年齢別人口

本市の人口構成比をみると、令和2（2020）年では「年少人口（14歳以下）」の割合が10.0%、「生産年齢人口（15～64歳）」が51.2%、「高齢者人口（65歳以上）」が38.8%となっています。

高齢者人口の割合（高齢化率）は増加傾向にあり、岡山県の平均を上回っています。一方、年少人口は緩やかに減少しており、少子高齢化の進行がうかがえます。

【 年齢3区分別人口構成比 】



資料：国勢調査

3 人口動態

出生と死亡の差からみる「自然動態」は近年、死亡者数が出生数を上回り、マイナスで推移しています。また、転入と転出からみる「社会動態」についても、市外への転出者数が市内への転入者数を上回る転出超過傾向にあります。

令和5（2023）年度では、合計838人の人口減少となっています。

【 人口動態 】

(単位：人)

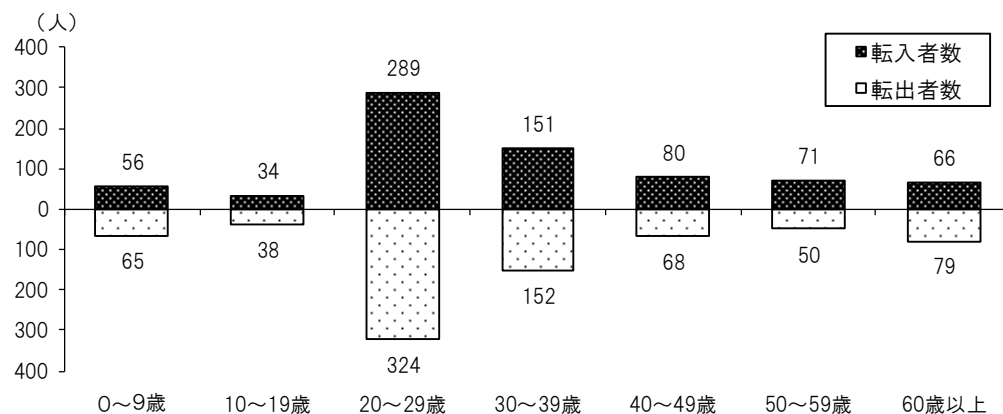
	自然動態			社会動態			人口動態
	出生数 (a)	死亡者数 (b)	(c)	転入(d)	転出(e)	(f)	(g)
令和2(2020)年度	259	831	-572	1,252	1,649	-397	-969
令和3(2021)年度	269	922	-653	1,217	1,625	-408	-1,061
令和4(2022)年度	250	1,006	-756	1,548	1,745	-197	-953
令和5(2023)年度	218	935	-717	1,489	1,610	-121	-838

注：(c)=(a)-(b)、(f)=(d)-(e)、(g)=(c)+(f)

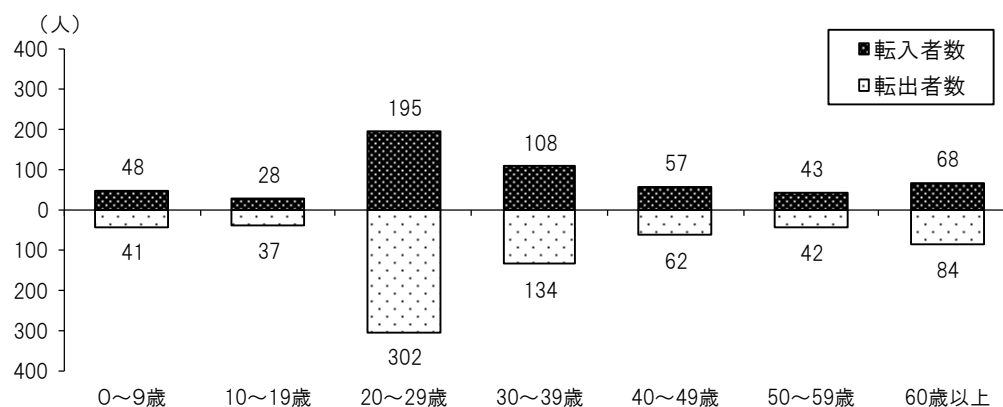
資料：住民基本台帳（各年度3月末日現在）

年齢別に社会増減数をみると、男女共に 20 代で転出者数が多く、男性の 40～50 代で転入者数が多くなっています。

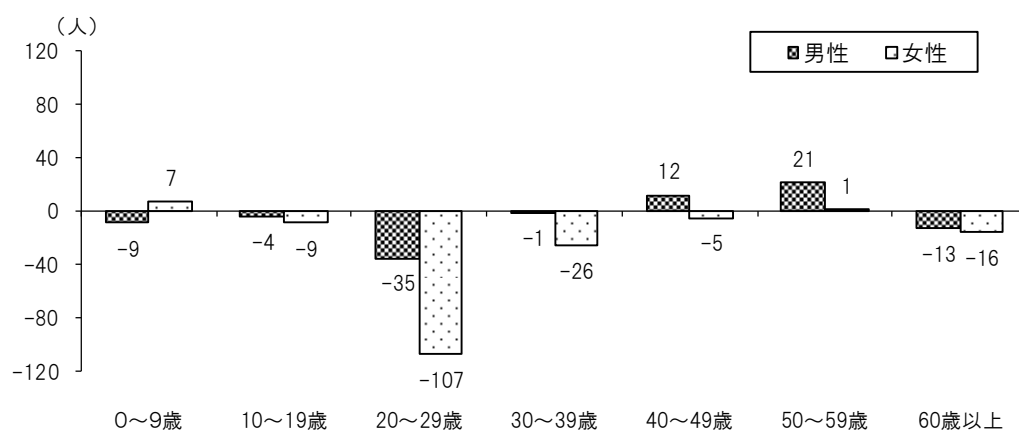
【 年齢別転入・転出者数（男性） 】



【 年齢別転入・転出者数（女性） 】

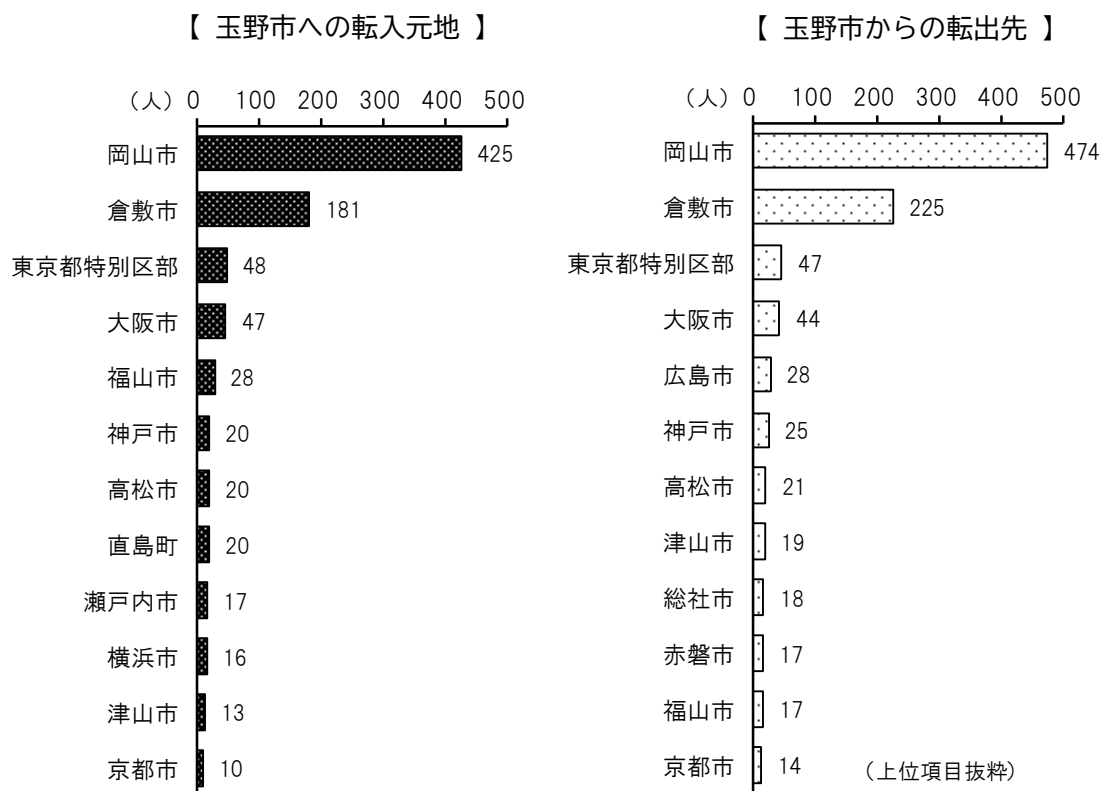


【 年齢別社会増減数（転入者数－転出者数） 】



資料：住民基本台帳人口移動報告（令和 6（2024）年）

本市への年間当たり転入者は、「岡山市」からが最も多く、次いで「倉敷市」「東京都特別区部」「大阪市」となっています。一方、本市からの転出先も「岡山市」「倉敷市」が多く、人口交流関係が強い傾向がうかがえます。また、「岡山市」「倉敷市」は転出者数が転入者数を上回る転出超過の状態となっています。



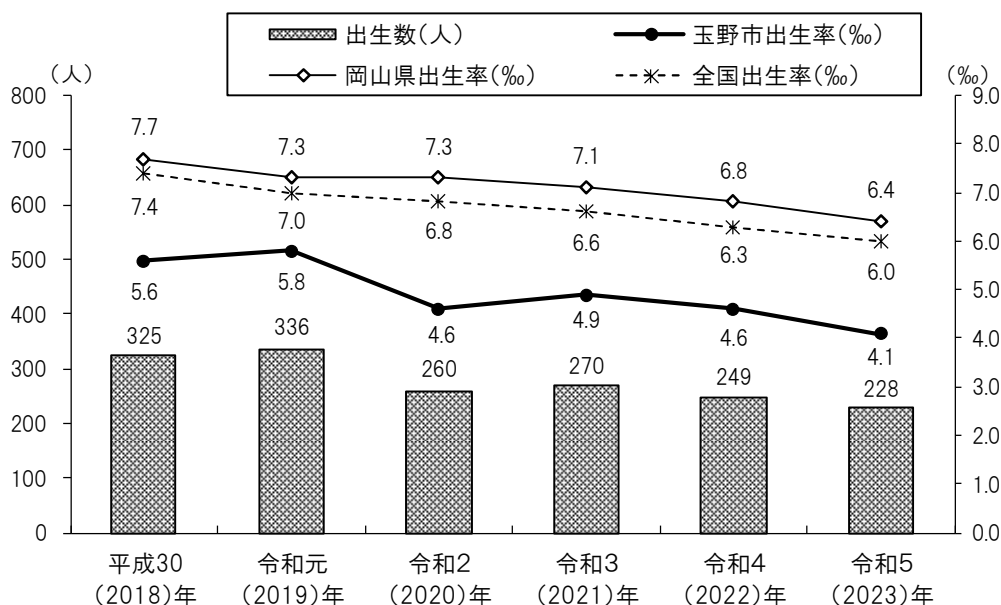
資料：住民基本台帳人口移動報告（令和6（2024）年）

【2】出生等の状況

1 出生数・出生率

本市の出生数は、長期的には減少傾向にあり、令和5（2023）年は228人となっています。また、本市の出生率※¹は、全国や岡山県の平均を下回って推移しています。

【 出生数・出生率の推移 】



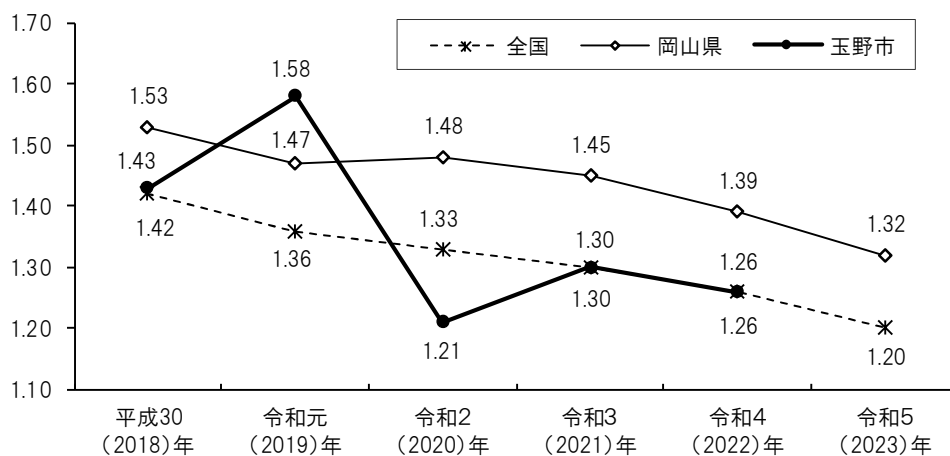
※1 人口1,000人当たりにおける出生数の割合(‰パーミル)

資料：岡山県衛生統計年報

2 合計特殊出生率

本市の合計特殊出生率※²は、令和4（2022）年は1.26人となっており、岡山県の平均を下回り、全国平均と同程度となっています。

【 合計特殊出生率の推移 】



※2 一人の女性が生涯に生む子どもの人数

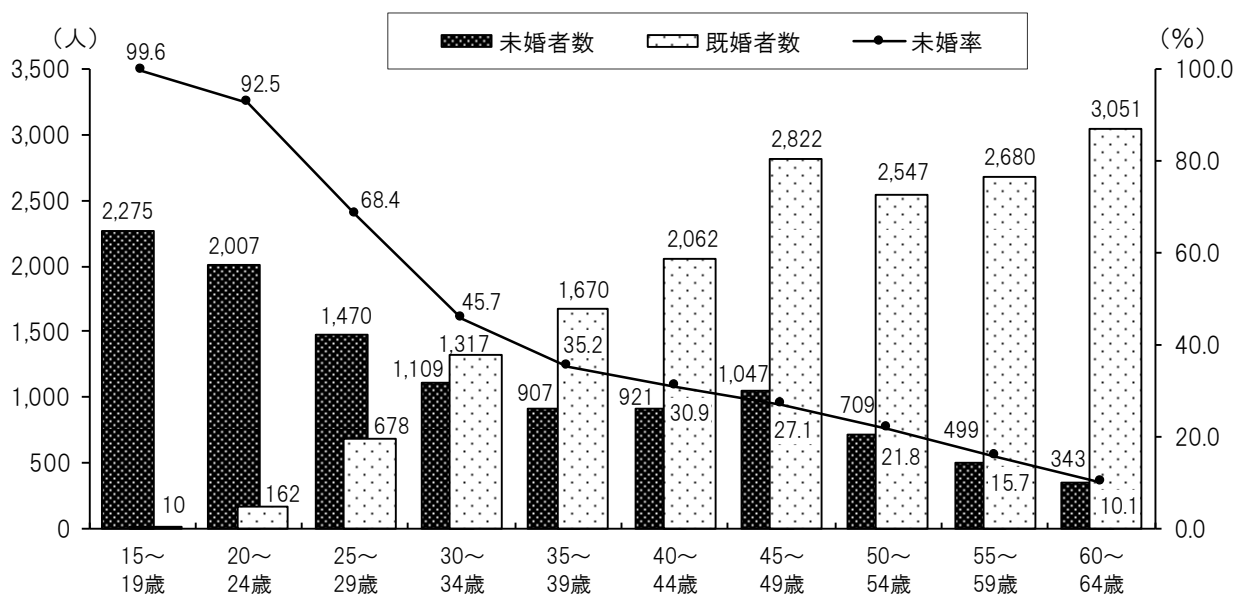
資料：岡山県衛生統計年報（玉野市の令和5（2023）年の数値は現時点では未公表）

3 婚姻の状況

本市の未婚者数と既婚者数を年齢別にみると、20代後半までは未婚者数が既婚者数を大きく上回っていますが、30代前半になると逆転することから、30代が婚姻の中心的年齢層であることが分かります。

年齢別に未婚率の推移をみると、平成27（2015）年に比べ、男女共に20代の未婚率が増加しています。また、平成17（2005）年に比べ、男女共に35～39歳の未婚率が大きく増加しています。

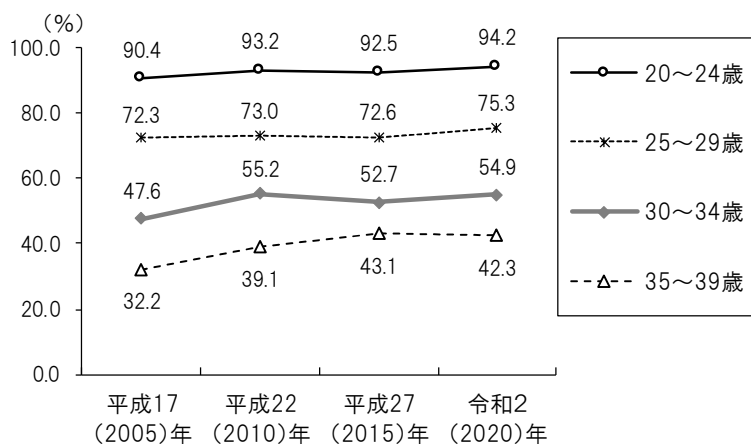
【年齢別未既婚者数と未婚率】



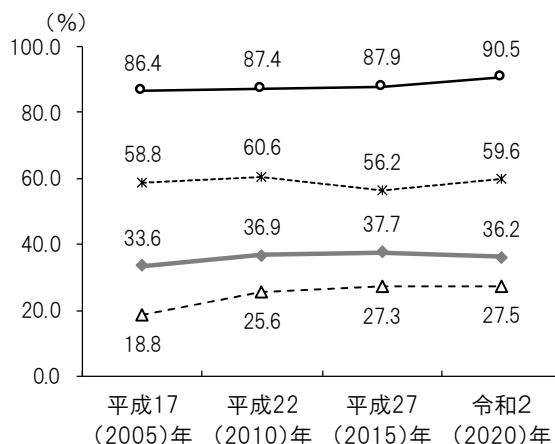
資料：国勢調査（令和2（2020）年）

【年齢別未婚率の推移】

【男性】



【女性】



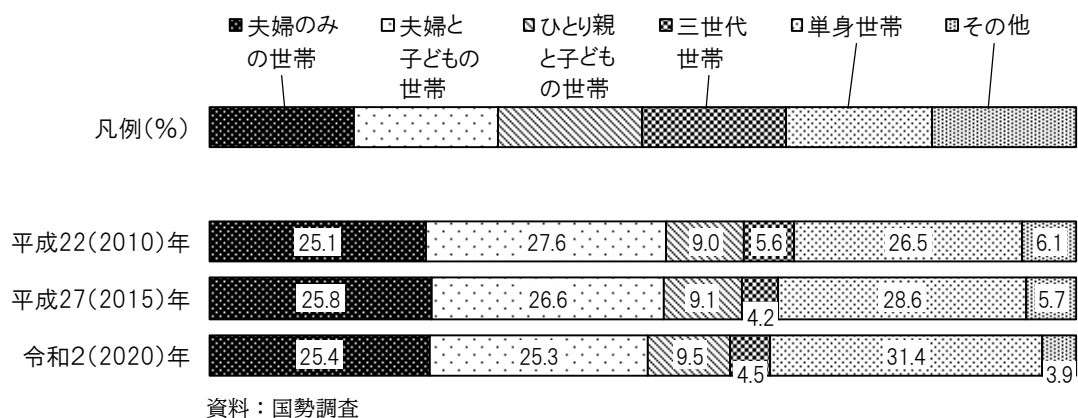
資料：国勢調査

【3】世帯の状況

1 世帯構成

世帯構成について、平成 22（2010）年から令和 2（2020）年までの推移でみると、「ひとり親と子どもの世帯」「単身世帯」は増加傾向にありますが、「夫婦と子どもの世帯」は緩やかに減少しています。

【 世帯構成の推移 】



2 ひとり親家庭の状況（20 歳未満の子どもがいる世帯）

本市の 20 歳未満の子どもがいるひとり親家庭は、令和 2（2020）年では 325 世帯となっており、そのうち大半を母子世帯で占めています。

【 ひとり親家庭の状況 】

	平成 22(2010)年	平成 27(2015)年	令和2(2020)年
ひとり親家庭(合計)	474	395	325
母子世帯数	414(87.3%)	343(86.8%)	275(84.6%)
父子世帯数	60(12.7%)	52(13.2%)	50(15.4%)

資料：国勢調査

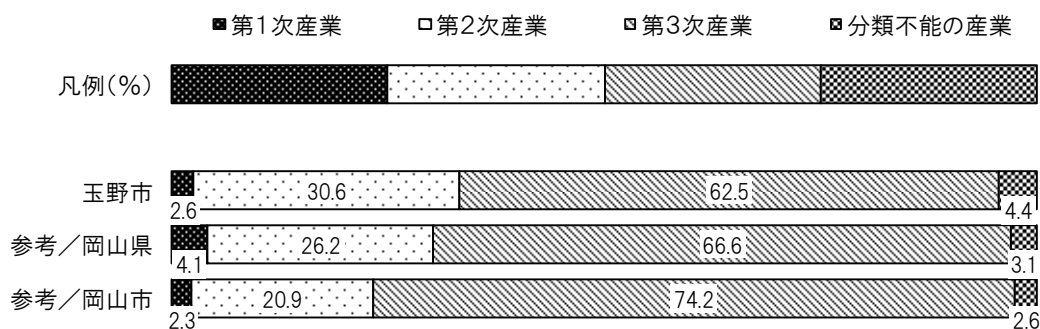
【4】就業の状況

1 就業構造

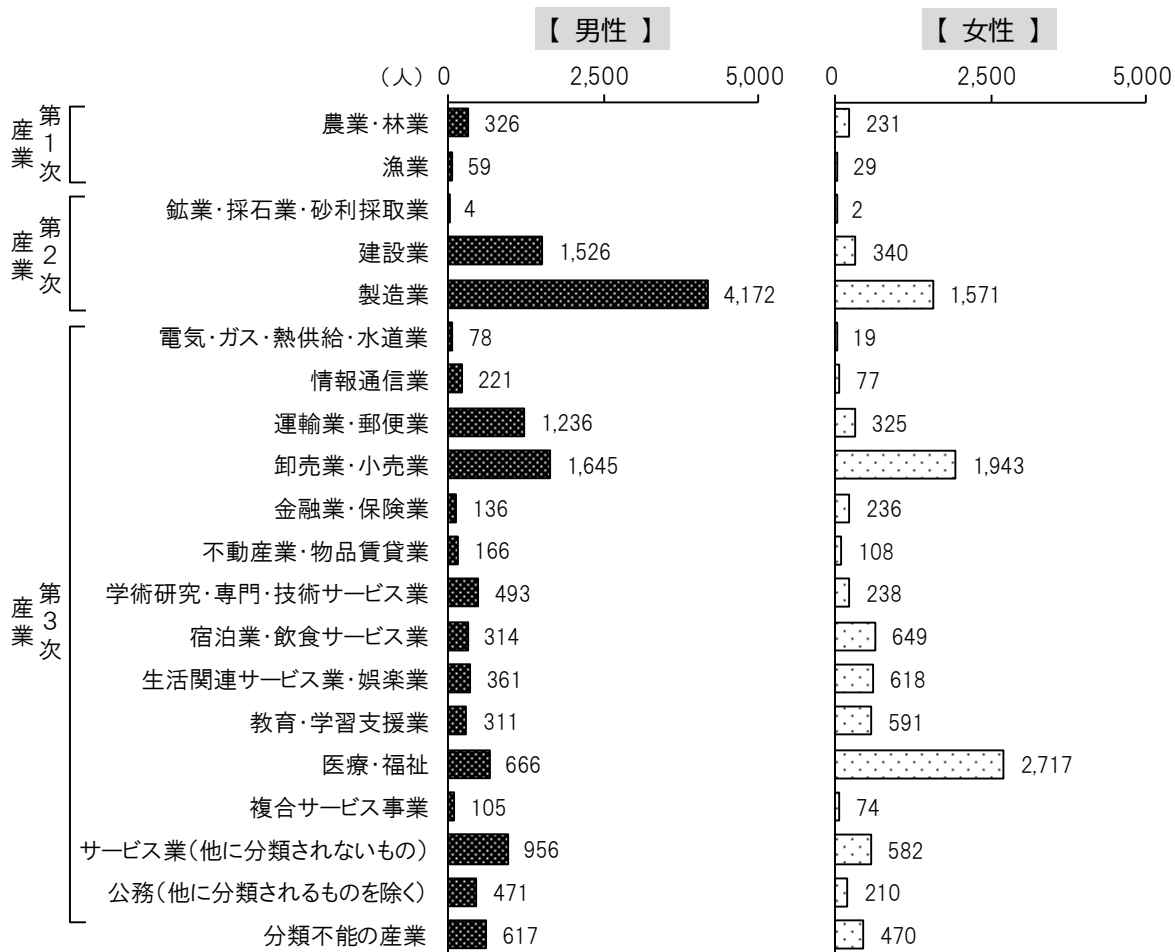
本市の産業別就業者構成比をみると、令和2（2020）年では第1次産業の割合が2.6%、第2次産業が30.6%、第3次産業が62.5%となっています。岡山県全体と比べ、第2次産業の割合が高く、第3次産業の割合は低くなっています。

産業大分類別でみると、男性は「製造業」が女性を大きく上回っており、女性は男性に比べ「医療・福祉」が多くなっています。

【産業別15歳以上就業者構成比】



【産業大分類別15歳以上就業者数】

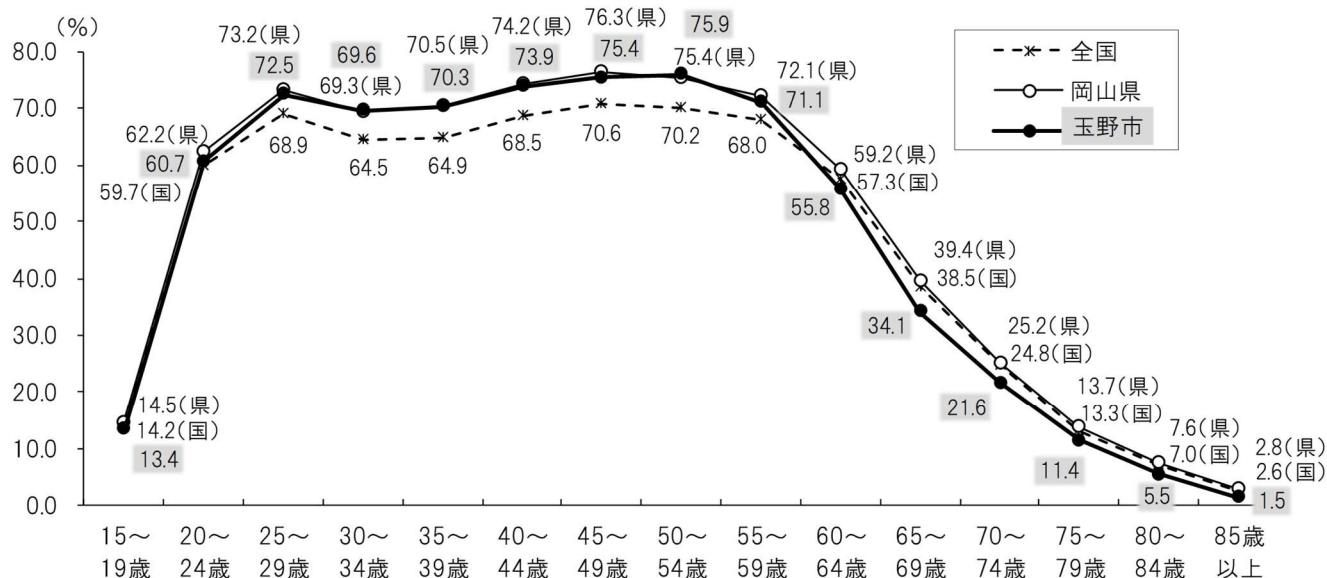


資料：国勢調査（令和2（2020）年）

2 女性の年齢別就業率

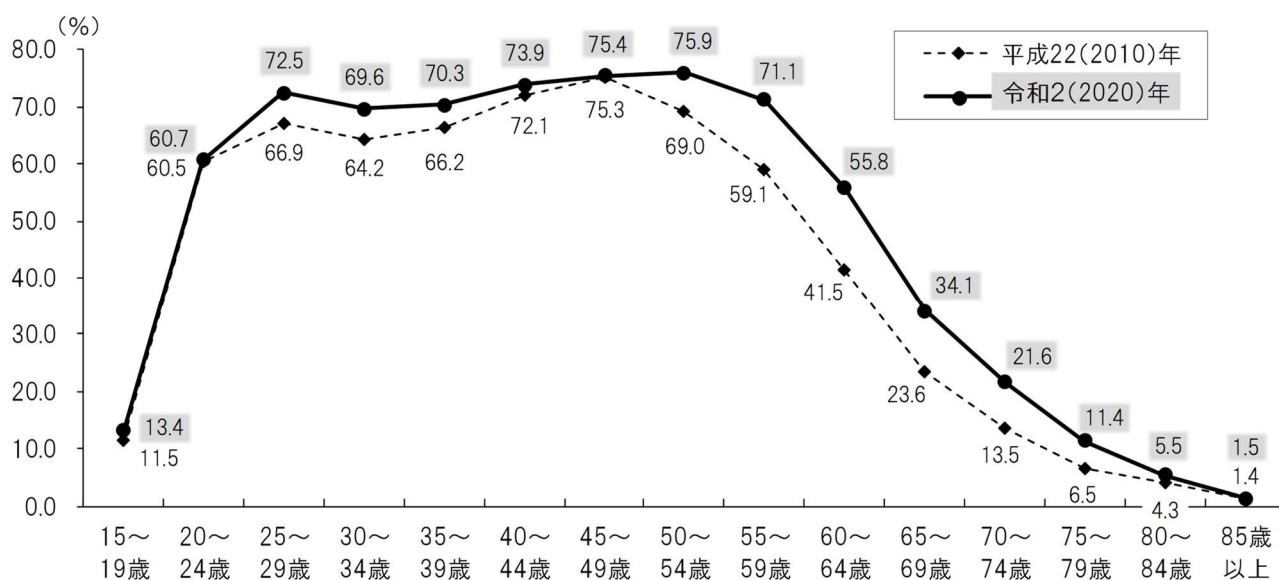
60歳未満における本市の女性の就業率をみると、全国の平均を上回り、岡山県の平均と同程度となっています。また、平成22(2010)年に比べ全体的に増加しており、平成22(2010)年では、30代の子育て世代の就業率が一旦低下する「M字カーブ※」の状況がみられましたが、令和2(2020)年ではその傾向は緩やかな「台形」に変化しつつあります。

【女性の就業率（国・県比較）】



資料：国勢調査（令和2（2020）年）

【女性の就業率（経年比較）】



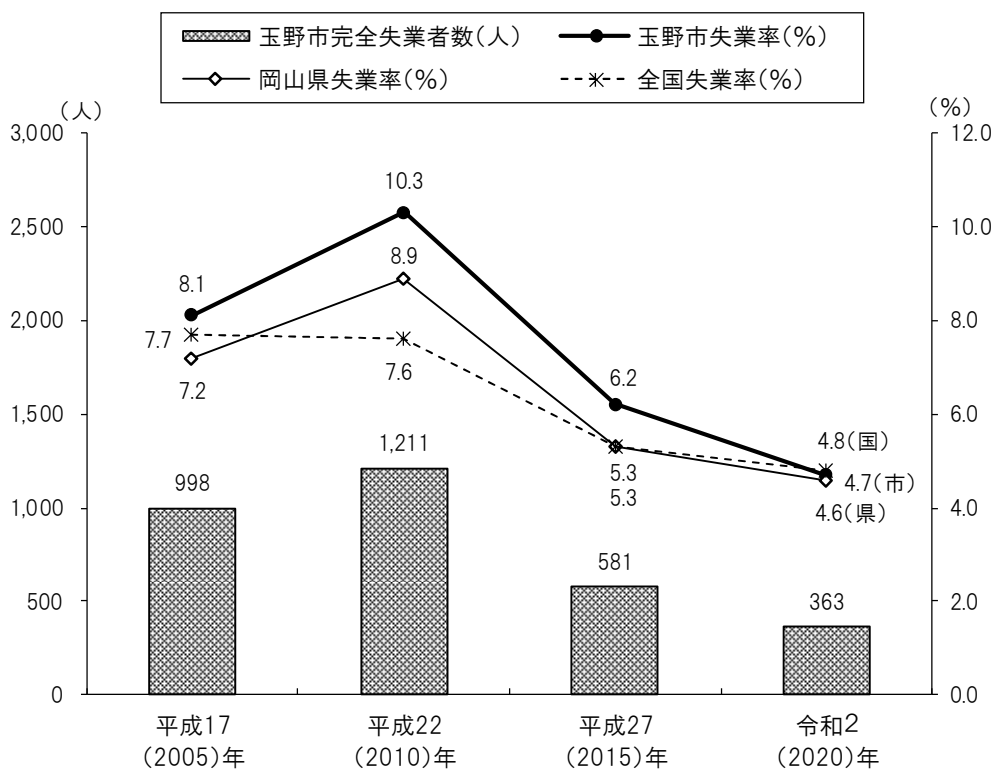
資料：国勢調査

※ 日本の女性の就業率を年齢階級別にグラフ化したとき、例えば30代前半を谷とし、20代後半と30代後半が山になるアルファベットのMのような形になること。

3 若者の失業率

本市における若者（15～39 歳）の完全失業者※¹数、失業率※²は減少傾向にあります。本市の若者の失業率は、全国や岡山県の平均を上回って推移していましたが、令和 2（2020）年では全国や岡山県の失業率とほぼ同程度となっています。

【 若者（15～39 歳）の失業率の推移 】



※1 15 歳以上の働く意欲のある人のうち、仕事を探しても仕事に就くことのできない人

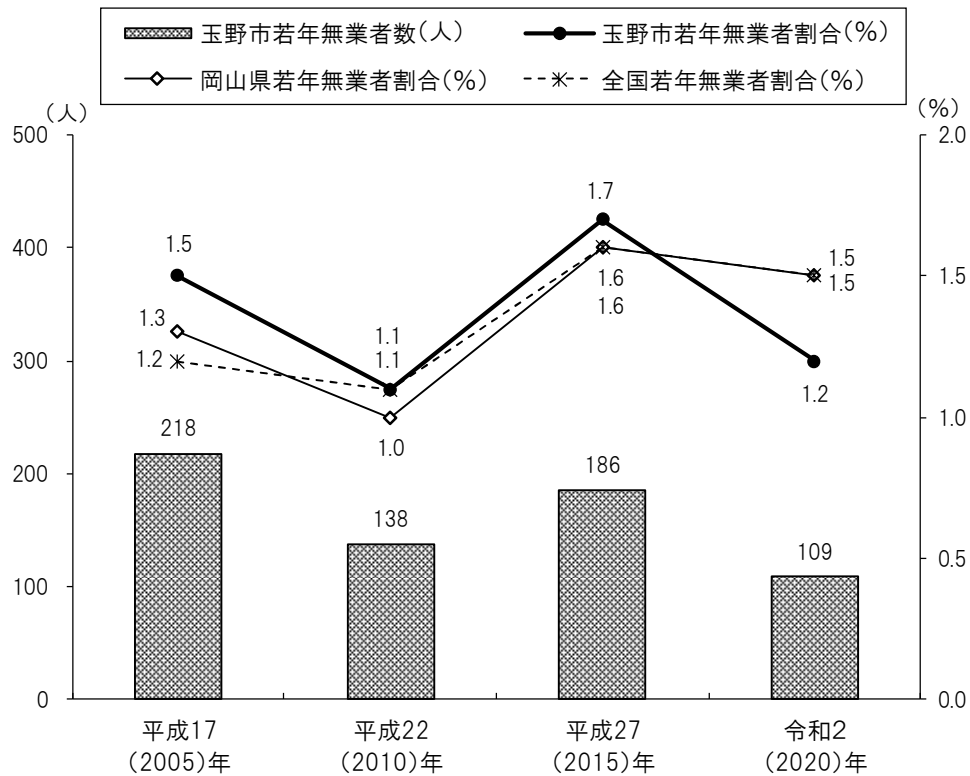
※2 労働力人口（15～39 歳）に占める完全失業者の割合

資料：国勢調査

4 若年無業者（ニート）の状況

本市の若年無業者※¹数は、増減を繰り返しながら推移しており、長期的には減少傾向にあります。本市の若年無業者の割合※²は、全国や岡山県の平均をやや上回って推移していましたが、令和2（2020）年では全国や岡山県を下回っています。

【 若年無業者の割合の推移 】



※1 15～34歳の非労働力人口のうち、家事も通学もしていない人

※2 15～34歳の人口に占める割合

資料：国勢調査

【5】教育支援の状況

1 不登校に関する状況

本市における不登校の児童・生徒の割合は、小・中学校共に増加傾向にあります。

【不登校の児童・生徒の割合の推移】

(単位：％)

	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度
小学校	1.02	2.21	2.25	3.07	3.43
中学校	5.58	5.85	7.53	8.51	9.11

資料：児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査（各年度3月末日現在）

2 中学生の進路状況

中学生の卒業後の進路については、大半が高等学校へ進学しています。

【中学生の進路状況】

	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度
卒業生徒数 全数(人)	393	423	402	396	387
うち高等学校進学者(人)	385	420	394	391	381
高等学校進学率(％)	98.0	99.3	98.0	98.7	98.4
うち高専入学者(人)	1	2	0	3	0
うち特別支援(人)	6	8	5	3	5
うちその他(人)	20	20	12	14	26

資料：「高等学校等進学状況調査表」（各年度5月1日現在）

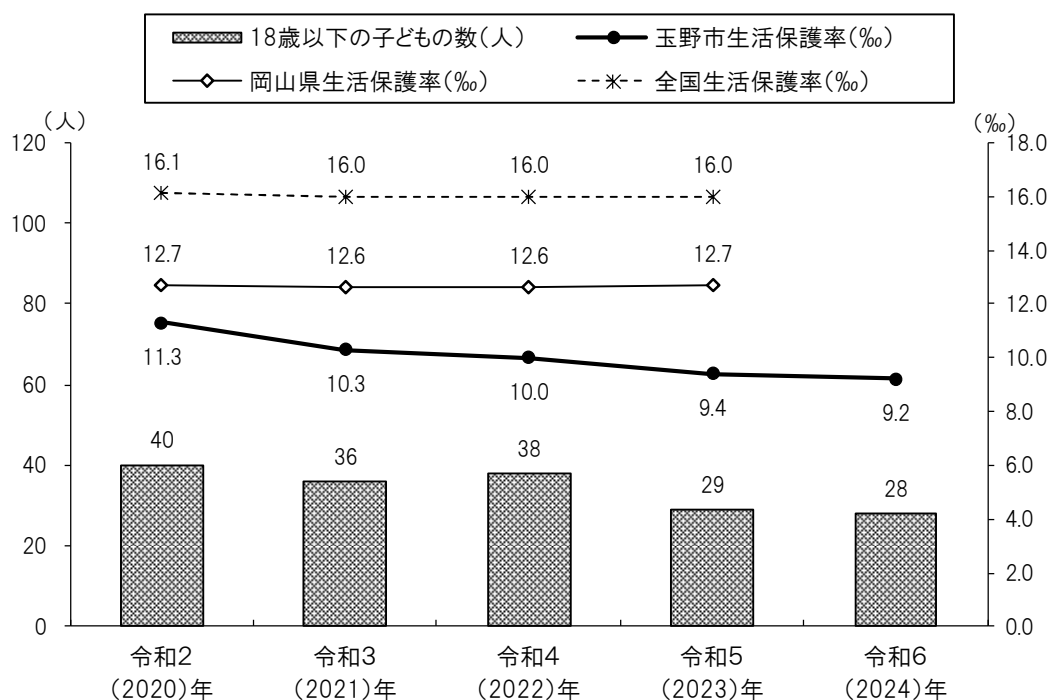
【6】生活支援の状況

1 生活保護世帯の状況

本市の生活保護世帯数は、令和6（2024）年で431世帯と緩やかな減少傾向にあり、そのうち18歳以下の子どもの数も令和6（2024）年で28人と減少傾向にあります。

本市の生活保護率も緩やかに減少しており、全国や岡山県の平均を下回って推移しています。

【生活保護世帯とその子どもの数の推移】



	令和2 (2020)年	令和3 (2021)年	令和4 (2022)年	令和5 (2023)年	令和6 (2024)年
生活保護世帯数(世帯)	527	493	474	444	431
生活保護人員(人)	669	603	569	531	508
うち18歳以下の子どもの数(人)	40	36	38	29	28
玉野市生活保護率(‰)	11.3	10.3	10.0	9.4	9.2
岡山県生活保護率(‰)	12.7	12.6	12.6	12.7	-
全国生活保護率(‰)	16.1	16.0	16.0	16.0	-

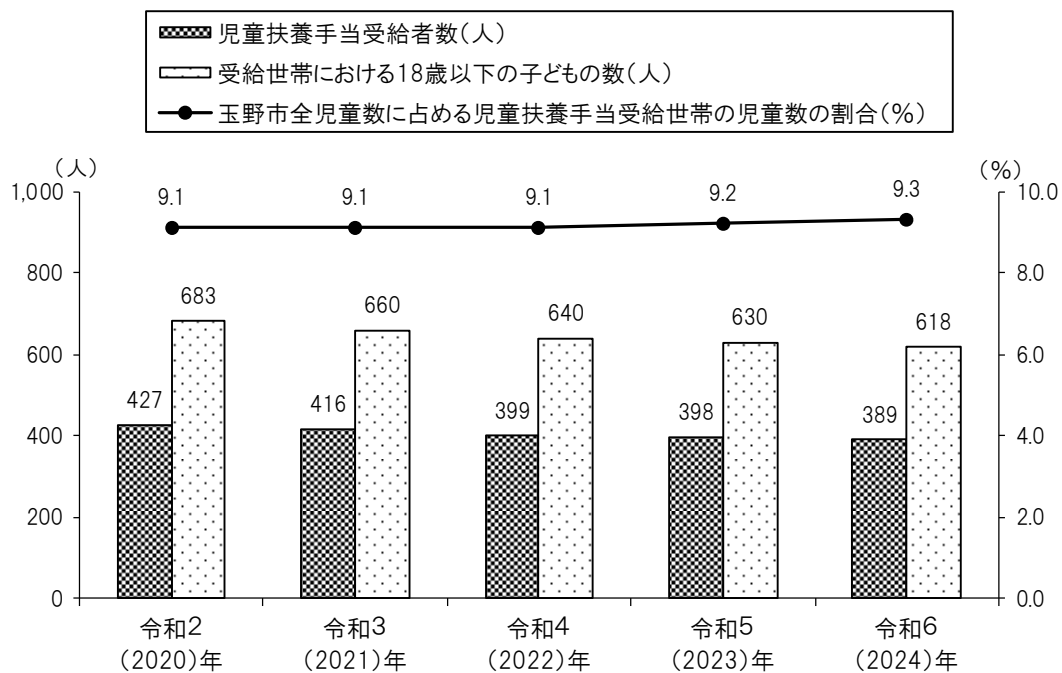
注：単位‰（パーミル：千人当たり）

資料：市、県は岡山県地域福祉課（各年3月現在）、国は「厚生労働省 生活保護の被保護者調査」（1か月平均値）

2 児童扶養手当の状況

本市の児童扶養手当受給者数は、令和6（2024）年で389人、そのうち18歳以下の子どもの数は618人となっており、緩やかな減少傾向にあります。本市の児童扶養手当受給世帯の児童数の割合は、令和6（2024）年は9.3%となっています。

【 児童扶養手当受給者数とその子どもの数の推移 】



	令和2 (2020)年	令和3 (2021)年	令和4 (2022)年	令和5 (2023)年	令和6 (2024)年
児童扶養手当受給者数(人)	427	416	399	398	389
受給世帯における18歳以下の子どもの数(人)	683	660	640	630	618
玉野市全児童数に占める児童扶養手当受給世帯の児童数の割合(%)	9.1	9.1	9.1	9.2	9.3

資料：児童扶養手当受給者数は岡山県地域福祉課（各年12月末現在）

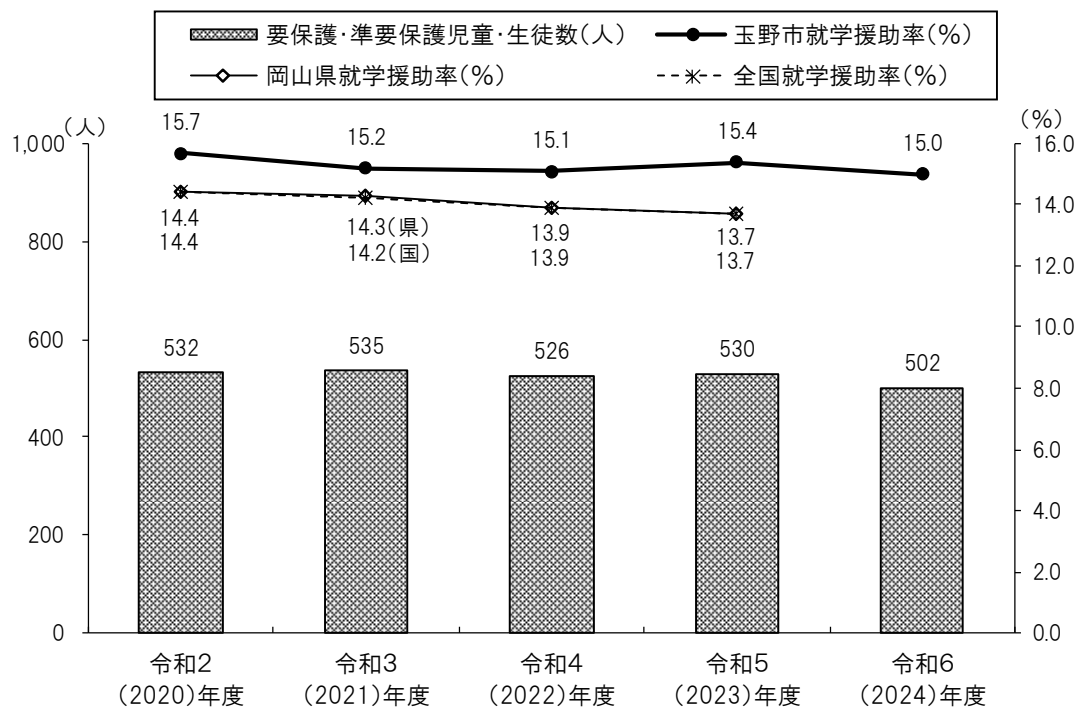
受給世帯における18歳以下の子どもの数は「年齢別階層別人口集計表」（各年12月末現在）

児童扶養手当受給世帯の児童数の割合は「福祉行政報告例第61表」（各年12月末現在）

3 就学援助の状況

本市の要保護・準要保護児童・生徒数は令和6（2024）年度で502人となっており、長期的には減少傾向にあります。また、本市の就学援助率は令和6（2024）年度で15.0%と、全国や岡山県の平均を上回って推移しています。

【 就学援助を受けた児童・生徒数（要保護・準要保護児童・生徒数）の推移 】



	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度
要保護児童・生徒数(人)	5	4	4	6	2
準要保護児童・生徒数(人)	527	531	522	524	500
玉野市就学援助率(%)	15.7	15.2	15.1	15.4	15.0
岡山県就学援助率(%)	14.4	14.3	13.9	13.7	-
全国就学援助率(%)	14.4	14.2	13.9	13.7	-

資料：市は庁内資料、県、国は「文部科学省 就学援助実施状況等調査結果」

4 生活保護世帯の子どもの進学状況等

令和6（2024）年度では、生活保護世帯の全ての子どもが高等学校に進学していますが、大学等への進学者はみられませんでした。また、生活保護世帯の子どもの高等学校卒業後の就職率は50.0%となっています。

【 生活保護世帯の子どもの進学率、高校等中退率、就職率の推移 】

（単位：％）

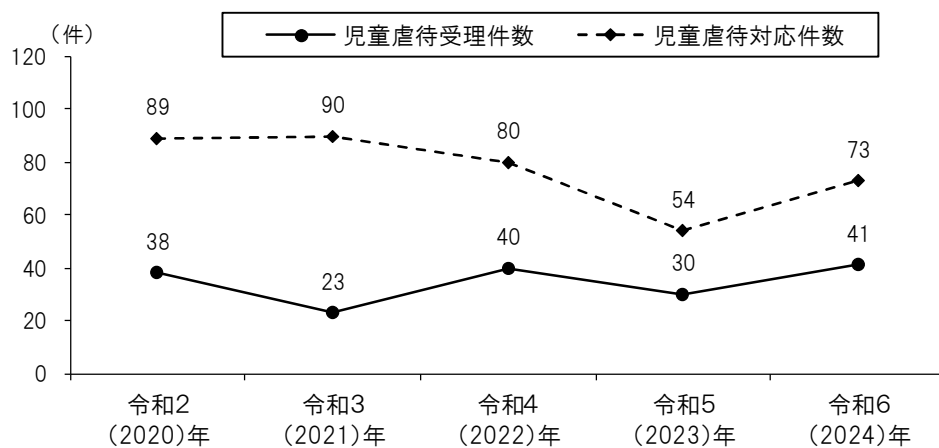
	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度
高等学校進学率	80.0	100.0	100.0	75.0	100.0
大学等進学率	0.0	25.0	0.0	0.0	0.0
高等学校等中退率	16.7	15.3	0.0	0.0	0.0
就職率(中学校卒業後)	0.0	0.0	0.0	25.0	0.0
就職率(高等学校卒業後)	100.0	25.0	0.0	100.0	50.0

資料：庁内資料（各年度3月末日現在）

5 児童虐待の状況

本市の児童虐待受理件数は令和6（2024）年で41件、児童虐待対応件数は73件となっています。児童虐待対応件数は減少傾向にありましたが、令和6（2024）年は増加しています。

【 児童虐待の状況 】



資料：福祉行政報告例（各年4月1日現在）

以下は、次回以降「素案」においてお示しする予定の項目です。

第3章	アンケート調査結果等から読み取れる現状と課題
-----	------------------------

※ 別冊のアンケート報告書（若者、小中学生及び保護者）及びグループインタビュー報告書に基づき、内容を整理します。

【1】アンケート調査結果から読み取れる現状

【2】グループインタビュー調査結果から読み取れる現状

【3】今後の課題

第4章	子ども・若者施策の推進に関する基本的な方針
-----	-----------------------

【1】基本理念

【2】施策体系

※ 別紙「施策体系の考え方（案）」においてご説明します。

第5章	こども・若者支援施策の展開
-----	---------------

※ 別紙「施策体系」の考え方を固めた上で事業を整理していきます。

第6章	計画の推進体制
-----	---------

※ 庁内の推進体制、市民の参画と地域との連携方法、計画の進捗評価などについて記載する予定です。